

平成10年第3回沼田町議会臨時会会議録

平成10年10月 6日(火) 午後1時09分開会

1 出席議員

議長	4番 吉尾政春 議員	1番 谷口清治 議員
	2番 橋場 守 議員	3番 大沼恒雄 議員
	5番 吉田俊一 議員	6番 吉田好宏 議員
	7番 森井章夫 議員	8番 横山峯生 議員
	9番 野 道夫 議員	10番 久保 寛 議員
	11番 山木一男 議員	12番 杉本邦雄 議員
	13番 室田俊朗 議員	14番 中村 進 議員
	15番 山田英次 議員	16番 伊藤 初 議員

2 欠席議員

な し

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 篠田久雄 君

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西田篤正 君	収入役	篠田繁彦 君
総務課長	市橋忠晴 君	財政課長	平木昭良 君
産業課長	矢野 潔 君	水道課長	松田 剛 君
民生課長	半田昭雄 君		
建設課長	藤間 武 君	和風園園長	清水勝之 君
旭寿園園長	高儀博幸 君	桜井文雄センター長	佐藤幸一 君
		デイサービスセンター長	

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 久本博美 君 次 長 野原耕次 君

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

8. 付議案件は次のとおり

議案番号	件 名
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第49号	平成10年度沼田町一般会計補正予算について
議案第50号	沼田町痴呆性老人グループホーム設置条例について
意見案第51号	道路特定財源等に関する意見書（案）について

午後1時09分 開会

(開 会 宣 言)

○議長（吉尾政春議長） これより本日をもって招集されました、平成10年第3回沼田町議会臨時会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番橋場議員、16番伊藤議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉尾政春議長） 日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間に決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第3、議案第49号、平成10年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第49号、平成10年度沼田町一般会計補正予算について。平成10年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年10月6日提出、沼田町長名。別冊の補正予算の第3号をお開き下さい。

平成10年度沼田町一般会計補正予算（第3号）、平成10年度沼田町一般会計の補正予算（第3号）は、つぎに定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、167,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7,726,622千円と定める。

第2項は、省略させていただきまして、第2条継続費の補正でございます。継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。これは、3ページに記載されてありますのと、11ページに調書が載っておりますので、後からご覧下さい。

次の第3条 地方債の補正でございます。地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

これも、3ページに記載されてありますのと、12ページに調書が載っておりますので、ご覧下さい。
平成10年10月6日提出 沼田町長。

まず、歳出よりご説明させていただきます。10ページをお開き下さい。6 款の農林水産業費でございますこの中の、17目の農業構造改善事業費でございますが、今回補正額を167,320 千円ということでの補正を計上でございます。内容につきましては、高品質堆肥製造施設建設事業に係わる経費148,812 千円と農業気象高度利用施設整備事業に係わる経費18,508千円を計上致した次第でございます。内容につきましては、9節の旅費から需用費、役務費、委託料、工事請負費ということでの事業費でございます、なおこれは、国の一次補正によるものでありまして、交付税の算入は元利償還の80%と言うことになってございます。以上が、歳入の主なものでありまして、次に歳入をご説明申し上げます、8ページをお開き下さい。

前に戻りまして、歳入の方でございます。8款の地方交付税でございます。これは、16,971千円の地方交付税の増でございます。さらに、13款の道支出金でございます。83,549千円これが、農林水産業費の道補助金で、地域農業基盤確立農業構造改善事業補助金、先程の歳出の道補助の分でございます。

次に、19款の町債でございます。農林水産業債で、これも高品質堆肥製造施設建設事業債が 59,400 千円、農業気象高度利用施設整備事業債が 7,400千円、合わせて66,800千円以上が歳入の主なものでございます。簡単でございますが、説明に変えさせていただきます。どうか、ご審議を賜りますよう、宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 高品質堆肥製造施設収支計画書があるんですが、これを見ますと労務費が2,455 千円なんですね、1.5 人区で41日と、2.0 人区で92日と、実際には基本機械料金というのは、12ヶ月分あるんですが、実際この堆肥作るために機械を動かす期間は、何日になっているのかお聞かせいただきたい。

それから、製品がこれだけあるんですが、おそらく今、雪むろの米貯蔵施設が各所で出来るようになると、当然各地でこういう物が必要となると思うんですね。そうすると、それらが各所に建物が出来て、製品が全部捌けると、売り切れるという見通しは将来に渡ってどうなのか、実際に在庫が途って、これ以上作ってもどうもならない事には成らないのか、ひとつお聞かせ頂きたい。

○議長（吉尾政春議長） 産業課長

○産業課長（矢野 潔課長） 前段の稼働の日数でございますけれども、適用欄の方に記載してございますけれども、電気料等の関係では、12ヶ月年中でありますけれども、堆肥が41日間、燐炭が92日間と

いう作業をもくろみまして、この日数で人区数を乗じまして、費用を算出しております。

なお後段の、2つ目のご質問でありますけれども、粃殻を処理をいたしまして、その堆肥にして還元をした。これを、水田と畑がありますから、仮に反当たり2 tですね、或いは3 t。こうゆう中で供給したとしても、今田畑で3,700 haございますけれども、半分に満たない堆肥量でございます。従いまして、ローテーションの中でですね、堆肥の整容、そうゆう中で整容されていくものなのかと理解しております。また、燐炭につきましても、融雪材を兼用しておりますから、これらにつきましても反当たり2袋、3袋と、こうゆう標準のなかで今現在他の製品を使われておりますけれども、これも一部25,500袋程度でありますから、全面積水田には、融雪材を散布している訳でありますけれども、到底全面積に届かないと。そういうことから、従来の融雪材これらと併用、兼併せて使っていくものと想定してございます。

○議長（吉尾政春議長） 2番

○2番（橋場議員） まあこれ、包装費が1袋60円と、そうですね500円と440円の価格があるんですが、これは今、農家の人達を買ってきて使っているやつとの、効果だとか価格の面ではどんなふうになっているんですか。

○議長（吉尾政春議長） 産業課長

○産業課長（矢野 潔課長） 今現在で使用されているのは、融雪が主でありますけれども、やはり有機質それから、これには珪酸分という肥料要素が含まれておりまして、今専門業者の中ではですね、千円をちょっと割る訳でありますけれども、960円・980円程度で珪酸肥料要素を含んだ、融雪と兼用された燐炭を現在部分的でありますけれども、使われております。これにつきましては、出来立て、出来た米をですねタンパク値を低く抑えて、いわゆる良質な物を作るためには、これらの肥料をですね、融雪と併せて追肥をしている状況でありまして、それらの価格から見ますと半額には至りませんけれども、そういう価格で斡旋していきたいと、こうゆう状況であります。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮

り致します。議案第49号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第4、議案第50号 沼田町痴呆性老人グループホーム設置条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長(半田昭雄課長) 議案第50号 沼田町痴呆性老人グループホーム設置条例について。沼田町痴呆性老人グループホーム設置条例を別紙のとおり提出する。

平成10年10月6日提出、沼田町長名。次のページでございますけれども、1条から9条までございますので、朗読をしながら説明をさせていただきます。沼田町痴呆性老人グループホーム設置条例、第1条に目的と致しまして、痴呆性老人に対して、日常生活における援助等を行うことにより、痴呆の進行を緩やかにし、問題行動を減少させ、痴呆性老人が精神的に安定して健康で明るい生活を送れるように支援し、痴呆性老人の福祉の増進を図ることを目的に沼田町痴呆性老人グループホーム(以下「グループホーム」という)を設置するという事でございます。これは、開設を1月に予定をしております、工事期間につきましては9月10日から12月4日までの工期の予定で、現在建設をしている施設でございます。

第2条につきましては、名称及び位置ということで、グループホームの名称及び位置は、次のとおりとする。名称、沼田町痴呆性老人グループホームなごみ。なごみというのは、職員からですね、募集を致しまして、その中からこれが良いのではないかと、ということで決定をしています。なごみの意味でございますけれども、和やかになるとか、心が穏やかになるとか、こう言った言葉でございます。位置につきましては、沼田町旭町3丁目5番28号、旭寿園の隣側、東側に位置をしております。

第3条には、収容定員という事で、グループホームの定員は9名とする。

第4条、職員でございまして、グループホームに施設長、その他必要な職員を置くという事でございます。考え方としましては、正職員1名、臨時職員3名、夜警数名で運営をして行きたいという風に考えてございます。

それから、第5条の事業でございますけれども、グループホームは、次の各号に掲げる事業を行うということで、1項から4項まで1項につきましては、一定期間の住居及び食事の提供。2項と致しまして利用者に対する金銭管理の指導、健康管理の助言、生活指導と緊急時の対応。3項には、利用者に対する食事、入浴及び排泄等の援助。4項に、グループホームの特性を活かした個別援助計画を作成し、利

用者が安心した生活を送れる援助という事で、事業を考えてございます。

第6条には、利用対象者ということで、グループホーム利用対象者は、概ね65歳以上の中程度の痴呆性老人（65歳未満であっても初老期痴呆に該当する者を含む）であって、次の各号のいずれにも該当する者という事でございます。1項といたしまして、家庭環境等により、家庭での介護が困難な者であること。それから、2項と致しましては、概ね身の自立ができており、共同生活を送ることの支障がないこと。カッコとしては、お目通しを頂きたいと思います。次のページでございますけれども、

第7条と致しまして、利用の許可で、グループホームを利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

第8条で、利用者の費用負担でございますけれども、利用者の利用負担は規則に定めるという事で、施行規則の中で、それぞれ利用料金を定めて行きたいと考えてございますけれども、現在の試案している段階ではですね、大体概算でございまして利用料それから、食事関係の物を入れまして、10万程度を予定してございます。

それから第9条、委任ということでこの条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることとございます。附則、この条例は、公布の日から施行するということとございます。なお、あの職員の研修に関しましてですね、11月から11月ですね2日から11月27日の間、現在あの考えてございますのは、道南の方の豊浦町にあります、こうほうハイツということで、同じような施設なんですけれども、そこへ行ってですね現在3名の職員が、20日間程度の研修をして開設にそなえていきたいということで、考えてございますので宜しく願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○2番（橋場議員） はい。

○議長（吉尾政春議長） 2番

○2番（橋場議員） え〜とですね、独身者住宅を特別何とか、かんとか住宅を建てた時に、なんで横文字でなきゃならんのかと言ったら、それは若い人達がやっぱりスマートな名前でない、寄ってこないというような説明があったんですよね。ところがここ、老人の物になるとそのまんまね、名称について痴呆性老人グループホームと、こうなってる。名称ですからね、こっち設置条例はこれでもいいですけども、その愛称をもうちょっと考えるべきだと思うんですけどもね、ちょっとこれは、いただけないと思うんですけど、どうでしょうか。それからですね、まあそれは意見のなかで……。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長

○民生課長（半田昭雄課長） いやあのう、グループホームと言うのは、これは補助の名称となってい

るものですから、ただ、説明の中で申し上げましたけども、名称についてはですね、ひらがなで「なごみ」ということで付けさせていただきたいという事で、はい。

○2番（橋場議員） はい。

○議長（吉尾政春議長） 2番

○2番（橋場議員） 一再 「なごみ」であれば、名称なんですからね、ここでその名前を付けておいたら、いいんじゃないの。たとえば、旭寿園だとかさ、和風園と、こうなる訳ですから・・・

○民生課長（半田昭雄課長） そうゆう考え方であのう、愛称については旭寿園と同じようなことで「なごみ」という・・・・・・・・。

○2番（橋場議員） 一再々ー あっ、したらあの、このあれですか、条例については名称というところは、このような状況で記載して置かなきゃだめだという事なの。

○民生課長（半田昭雄課長） え〜と、まああの〜、休憩いいですか。

○議長（吉尾政春議長） いいえ、休憩でないですよ。はい、民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 旭寿園なんかと同じように、特別養護老人ホームをカッコして名称で、旭寿園ってなってますよね、ああゆう考え方で統一させてもらったんですよ。考え方としては。それであのう、グループホームであるけれども愛称として「なごみ」となるんです。

○7番（森井議員） はい

○議長（吉尾政春議長） 7番

○7番（森井議員） この老人グループホームの条例の中でですね、利用対象者におけるその〜、条文が少し曖昧じゃないかなと思うんですよ。これが、概ね65歳以上中程度の痴呆性老人ってあって、かっこに云々ってありますけれども、この判定は誰がするのか、それとですね、あまり重度で、このグループホームそのものがですね、何か月かそこにおって、改善して出て頂くというふうな風にも伺っております。それでその、入るときの選定は誰がするのか又、どの程度良くなったら退所して頂くのかその辺の基準あたりは、どうゆうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長

○民生課長（半田昭雄課長） 利用対象者の関係なんですけれども、ある程度の国で示された基準がございまして、1項にも書いてあるんですけれども、まあ日常生活にですね、中級程度とはどうゆう事なんだと言う事なんですけれども、あのう2項から5項までございまして、ちょっと読み上げさせていただきますけれども、そんな日常生活に支障をきたすような症状、また行動や意思疎通の困難さが見られても誰かが注意していれば自立できる。まあ、自分である程度自立できますよと、というような中で、それか

ら重い方と致しましてはですね、日常生活に支障をきたすような症状それから、行動や意思の疎通の困難さが、頻繁に見られ、常に介護を必要とする。ここら辺までの関係につきまして中程度というものの認識をしてございます。それでまあ、よくなってくればですね、当然家庭で見れるような状態、ということは、あのうまあ判断せんきやならないんですけども、日常管理している職員であるとか、また、入所するとき、お医者さんの診断書も付いてまいりますから、そういったものを参考にしながらですねあくまでも、やはり職員が半定を致しまして家庭に戻してもいいですよ、というような状態になれば、また戻ってもらうこともあり得るかもしれないという事なんですけれど。

○議長（吉尾政春議長） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○議長（吉尾政春議長） 2番

○2番（橋場議員） 第5条で、各号に掲げる事業を行うとゆう事なんです、利用者に対する金銭管理の指導、健康管理の助言、生活指導と緊急時の対応。それから、利用者に対する食事、入浴及び排泄等の援助を行うって言うことなんですよね。これは、本当に福祉を携わることを自分のね、仕事を誇りを持った一生の仕事として選んだ人でないと、なかなか出来ない事なんです。それで、そういう仕事をやる人に対して補正予算の中では、臨時職員としての給与しか持っていないんですね私は、一番大事なことは、こういうものを作るのであれば国が責任を持って、費用を対応させろと言うことをうんと要求する必要があるんですね。そして、それを出来ない町で財政の状況では負担が重いんで、臨時職員なんだということであれば、たとえば、今既設の特別養護老人ホーム、養護老人ホームがある訳です。そこでの一定の経験を積んだ年配の人をね、ここへ配置して、で、そこへ配置した補充はやっぱ若い人を本採用で補充していくと、ゆうことをしないと私は、建物は建てたけど、大変な仕事を臨時職員の賃金でやれってことはね、福祉に建物は入れたけれど精神入れてないって感じになるんですよ。そのあたりをきちっと考えて対応して頂きたいとゆうことで、この設置条例については賛成いたします。

○議長（吉尾政春議長） ほかに、ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。休憩をい

たします。

13時31分

○議長（吉尾政春議長） 再開いたします。

13時32分

議事日程の追加についてお諮りいたします。只今、意見案1件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 異議なしと認めます。よって日程第5、意見案第11号、道路特定財源等に関する意見書案について、以上日程に追加することに決しました。日程第5、意見案第11号、道路特定財源等に関する意見案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明質疑を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 異議なしと認めます。よって、説明質疑は省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。 2番。

○2番（橋場議員） あっ、そうか質問したかったんだ失敗したな……。この10次道路整備5カ年計画の中でですね、今までの公共事業のあり方というのは非常に、ゼネコン型だったんですね、この意見書案を見ますと、それを踏襲してるという感をまぐえないんです。それでですね、私はやっぱり、こういう高規格幹線道路というものに力を入れるより、公共事業費をやっぱりもっと地域住民密着型のものに廻すという観点からすると、これはねその逆の方向へ行っているように感じてなりません。それからね、たとえば積雪寒冷地のことは付いてますけれどもね、沼田でいうと国道についてはですね、ちょっと道路から上の看板が出てても、使用料を取られるんですよ。道路使用料。そういう所を、私達はやめなさいということで要求しているんですけども、未だにそれは直らないと。それから、除雪の仕方も町道から見たら非常に悪いと、つまりそういう所に予算はかけないでですね、ゼネコン型の公共事業にどんどん金を掛けてる。こういう立場からですね、これはそれを増長するような内容になっているので、私は賛成をしかねる。反対を致します。

○議長（吉尾政春議長） ほかにご意見ありませんか。 10番

○10番（久保議員） 橋場議員よくおわかりの上で、今ご意見を述べられたようでございますけれども、これ読まれると良くわかると思うんですけども、道路は道民生活や、豊かな生活の活力のある社会活動を支える上で道路というのは、社会資本の基本であると言うふうに書いてございますね。その道路をですね、今整備をしようという意見に何故反対意見が出るのかちょっと理解できないんですけども。その意見の中でですね、たとえば道路の占有使用の許可がいるとか何とかという意見もあったようです。

けれども、これは当然道路管理者が、もし事故など起きた場合には、管理者の責任になる訳ですから、当然使用許可というのは出すべきだし、こんなものは理由にもなんもならんと思います。まあ冬期間の交通安全、道民生活の向上、経済の活性化とにかくどれ一つをとっても大変ごもっともなことで、十分議運でも検討した結果、これは取り上げるべきであるという前提の基に、今上程しているところでございます。まあ、大賛成という意見を申し上げたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。意見案第11号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手ねがいます。

（挙手多数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（吉尾政春議長） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

これにて平成10年第3回沼田町議会臨時会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

13時37分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

